

## 第7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について市町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存の子育て短期支援事業等とともに利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられたほか、都道府県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。
- ・ 以上を踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

### 第7-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

#### 2 地域の現状

- ・ 本県において、パーマネンシーとは、「こどもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。こどもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、こども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべてのこどもに対して社会が保障すべきものである。」<sup>33</sup>と定義しています。
- ・ 本県では、児童相談所において、代替養育が必要となったこどもの措置先の決定に際し、まずは里親等委託を検討しています。里親等委託の検討にあたっては、中央児童相談所に配置している里親養育支援担当児童福祉司や里親委託推進員が中心となっていますが、こどもの年齢や発達特性、性格行動面での支援の困難性によっては、小規模かつ地域分散化され専門職員を配置している施設等への入所措置を検討するなど、家庭養育優先原則の考え方に基づくケースマネジメントを原則としています。
- ・ 代替養育中のこどもで、家庭復帰が全く望めず長期措置の可能性のあるケースについては、こどもの年齢や家庭状況等に応じて親族等養育や特別養子縁組を検討するなど、パーマネンシー保障に必要な

<sup>33</sup> 島山由佳子・福井充編著、パーマネンシーをめざす子ども家庭支援～共通理念に基づくケースマネジメントとそれぞれの役割～、岩崎学術出版社、2023年、P37～38から引用

な判断・支援を着実かつ早期に行うことが必要です。

- ・ そこで、令和元年度から、児童相談所において措置児童の支援を専任する児童福祉司の配置や班の設置を進めてきており、6年度には、大分市を管轄する中央児童相談所城崎分室（現中央児童相談所大分支所）にも措置児童の支援を専任する課を設置しました。
- ・ また、令和6年度から、児童相談所において新たに代替養育が必要となる全てのこどもを対象に「パーマネンシープラン」を作成するための取組方針を定めました。パーマネンシープランは、家族再統合の方針を実現するための具体的な支援内容を明らかにするもので、代替養育を検討する際は作成を原則とし、今後、課題整理・効果分析等を行ったうえで取組方針の見直しなどを進めていく予定です。
- ・ こどもヒアリングでは、冒頭でパーマネンシーという言葉の考え方を説明したうえで、いつでも帰れる場所については、「急な訪問を『よく来てくれたね』と迎え入れてくれ、『困ったらいつでも来てよいよ』、『おかえり』と言ってくれる安心できる場所」「ここ（代替養育先）」という声があったほか、信頼できる人については、「秘密を口外せず、話しやすく付き合いが長い人」「隠し事なく、否定せず話を聞いてくれる人」「ここ（代替養育先）の職員」という声がありました。パーマネンシー保障という考え方を具体的に理解した際のこどもたちの表情は穏やかで安心感に満ちており、こどもの最善の利益を第一に、取組を充実していく必要があります。

### (1) 資源の必要量等

- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備については、児童相談所において、措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置を資源の必要量等とします。

### (2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所において、体制を整備しています。

### (3) 整備すべき見込量等

- ・ 現在の整備・取組状況等の維持・拡充が整備すべき見込量等となります。

## 3 整備・取組方針等

- ・ 児童相談所の児童福祉司等に対して、措置児童に関するアセスメント力を高めるとともに、円滑なケースマネジメントを実施するための手技・手法等を習得する研修の充実に努めます。また、児童相談所において、代替養育の検討にあたり、令和6年度から原則作成するパーマネンシープランに基づき、パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底するため、引き続き、措置児童の

支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置など組織体制の維持・拡充に努めます。

- ・ パーマネンシープランの作成や見直しに際しては、まず、子どもや保護者並びに家庭に関する詳しい情報を子どもと保護者を含む関係者で共有したうえで、子どもや保護者等の意向を聴取し、可能な限り同意を得ることとします。その内容は、子どもが継続的に安心・安全に暮らせるためのプランニング案であるため、子ども本人が納得し、理解できるよう、年齢や発達状況等に応じた分かりやすい説明に努めます。
- ・ なお、パーマネンシープランは、児童相談所において、子どもや保護者はもとより、里親や施設職員等の関係者と十分に協議を行うほか、子どもが家庭復帰を望まない場合なども想定されることから、家庭復帰のみを目的とするのではなく、子どもの最善の利益を第一に、子どもの意向を最大限に尊重します。あわせて、子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施の機会に加え、児童福祉司や児童心理司による面談などあらゆる機会を通じて、パーマネンシーとは、子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障であり、それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであることの理解醸成に努めます。

#### 4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備		整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充				
平均措置期間	里親・ファミリーホーム(日)	—	—	—	(評価のための指標) 日数のみ把握し、長短による評価は行わない				
	児童養護施設(日)	—	—	—					
	乳児院(日)	—	—	—	対前年度比減				

※各項目、年度末時点

### 第7-2 親子関係再構築に向けた取組

#### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本項は、『都道府県社会的養育推進計画』の策定について(令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知)に基づき新たに追加したため、現行計画に記載がありません。

## 2 地域の現状

- ・ 児童相談所において、措置児童の支援を専任する児童福祉司の配置や班を設置するなど、親子関係の再構築が望めるケースについては、当該班が中心となり支援を行う体制が整備されており、保護者からの虐待等による代替養育中のこどもについて、こども自身や保護者の意向、こどもの状態等を勘案して、親子関係再構築支援を実施しています。
- ・ また、保護者からの虐待等により一時保護や施設等入所措置になったものの、その後の家庭状況の好転等により家庭復帰となったケースについては、児童相談所が主体となり児童福祉司指導や通所による家庭状況等の把握と状況に応じた必要な支援等を実施していますが、定期的な家庭訪問による見守りや電話相談対応など、地域の中でよりきめ細かな支援が必要な一部の家庭においては、児童相談所から各児童家庭支援センターに当該家庭への指導（親子関係支援・再統合プログラムの実施等）を委託しています（以下「指導委託」という。）。
- ・ 指導委託を受けた児童家庭支援センターでは、児童相談所と連携のもと、保護者に対して養育に関する振り返りや学習を実施し、保護者の養育スキル向上と親子関係の再構築を支援しています。
- ・ また、児童相談所においてこどもや保護者等に対してより専門的なカウンセリング等を実施するため、令和6年度に嘱託精神科医を増員（6名から8名へ）するなど支援体制の強化を図るとともに、児童相談所職員の資格取得（トラウマフォーカスト認知行動療法<sup>34</sup>）の促進等を行っています。
- ・ さらに、令和6年5月には、「親子関係支援・再統合プログラム見直しプロジェクトチーム」を児童相談所内に設置し、こどものパーマネンシー保障が実現可能となる各種プログラムの考え方等を再検証のうえ策定を目指すこととしています。

### (1) 資源の必要量等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、嘱託精神科医によるカウンセリングや親子関係支援・再統合プログラムの実施など、児童相談所における各種プログラムの実施件数を資源の必要量等とします。
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、児童相談所における措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班の設置を資源の必要量等とします。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、児童福祉司任用後研修等の機会を活用し実施することを資源の必要量等とします。
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、民間団体等が主催する研修会への参加機会の確保を資源の必要量等とします。
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、児童家庭支援センターへの

<sup>34</sup> 虐待等により、こころに傷を受けたこども（その原因となった出来事を思い出すのを嫌がるなど）を対象にした心理療法（TF-CBT）。親や療育者と一緒に当該療法を受けることで、サポート機能の向上も期待される。

指導委託による実施体制を資源の必要量等とします。

## (2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数について、児童相談所における令和5年度の実績は以下のとおりです。
  - ① こどもや保護者等に対する嘱託精神科医によるカウンセリング等の実施：81件
  - ② こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶための家族療法・保護者支援プログラムの実施：111件
  - ③ こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討するファミリーグループカンファレンスの実施：48件
  - ④ 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしてしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う宿泊型支援の実施：10件
  - ⑤ 学識経験者等からのスーパーバイズ<sup>35</sup>の実施：13件
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、児童相談所において措置児童の支援を専任とする児童福祉司の配置や班を設置しています。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度は児童福祉司任用後研修の機会を活用し、延べ68名が受講しています。
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、例年、民間団体等が主催するトラウマ・インフォームド・ケア<sup>36</sup>研修会に参加し、資格取得ができる機会を確保しています。
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、令和元年度より児童相談所から各児童家庭支援センターへの指導委託（家族支援）を実施しています。

## (3) 整備すべき見込量等

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、増員した嘱託精神科医によるカウンセリングや、児童相談所における親子関係支援・再統合プログラム等の継続実施が整備すべき見込量等となります。
- ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備については、現在の整備・取組状況等の維持・拡充を整備すべき見込量等とします。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数及び受講者数、児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備及び保護者

<sup>35</sup> 児童福祉等の専門性を有する者に対して、より高度な専門性（立場）からの助言や支援を行うこと。

<sup>36</sup> トラウマとその影響についての知識を持ち、その知識や情報に基づいた配慮等を向けた関わりをすること。

支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、現在の整備・取組状況等の継続実施が整備すべき見込量等となります。

### 3 整備・取組方針等

- ・ 児童相談所では、離れて暮らす親子について、家庭復帰の見込みの有無とは別に、お互いを受入れ、認め合うことができるようにその関係性を良好なものへと導き、こどもが心身ともに健やかに成長できるように、引き続き、親子関係再構築に取り組めます。
- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数については、こどもや保護者等に対してより専門的なカウンセリングを実施することができるよう十分な嘱託精神科医の確保・増員を検討するとともに、研修やOJT等を通じて、各種の親子関係支援・再統合プログラムを実施することができる児童相談所職員の育成に努めます。あわせて、児童福祉司任用後研修の場において、インシデントプロセス法<sup>37</sup>による事例検討等を通じて、不調となった家庭復帰事例等の検証を行います。
- ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、児童福祉司任用後研修の機会を通じて親への相談支援等に関する技術の研鑽に努めます。
- ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備については、親子関係支援・再統合プログラムの効果分析等を行い、民間団体等が主催する新たな研修に参加できる機会を創出し資格取得ができるよう、十分な予算確保に努めます。
- ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備については、令和元年度から開催している児童家庭支援センター連絡会により、引き続き、児童相談所が主体となり、各児童家庭支援センターとの緊密な連携を維持します。
- ・ また、こどもと保護者が安心して地域で生活するためには、市町村（こども家庭センター等）が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して切れ目なく支援していくことが重要です。特に、家庭復帰となったケースについては、市町村による充実した家庭支援事業の展開を前提に、児童相談所が市町村要保護児童対策地域協議会等の場を活用し、親子の課題やニーズ等を適切に共有し、サポートプランの策定に反映できるような体制づくりを検討します。

---

<sup>37</sup> 発生事実をもとに参加者が事例提供者に質問し、その背景や原因となる情報を収集のうえ、問題解決の方策を考える方法。

## 4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段: 定量的な整備目標)				
		R5	R6見込	R11	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	件数(件)	263	290	300	10				
					2	2	2	2	2
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		整備済	整備済	整備済	体制の維持・拡充				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数(回)	1	1	1	児童福祉司任用後研修での実施				
	受講者数(延人)	68	68	75	児童福祉司など児童相談所に属する全ての職員				
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	研修回数(回)	1	1	取得体制の維持	取得体制の維持				
	ライセンス取得数(件)	9	9		(評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	プログラム実施件数(件)	5	5	委託体制の維持	児童家庭支援センター指導委託による実施体制の維持  (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				

※各項目、年度末時点

### 第7-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### 1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県では、県産婦人科医会と連携のもと、説明会の実施や医療機関でのポスター掲示などにより特別養子縁組制度の周知・広報を図るとともに、里親や養親に対しては、法定研修とは別に実施するテーマ別研修会等により、養育に必要な基礎的知識や技術の習得等を推進しています。
- ・ また、中央児童相談所に特別養子縁組里親のリクルートや研修等を担当する児童福祉司を配置するなど組織的な対応力強化を図っているほか、特別養子適格の確認の審判<sup>38</sup>の申立てを児童相談所長が全てのケースで実施するなど、家庭復帰が困難なケースに係る早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を行うとともに、里親の負担軽減を図っています。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、児童相談所を通じた「特別養子縁組成立件数」を目標指標に設定しましたが、(図表7-1)のとおり、R6目標は未達成の見込みです。
- ・ 要因としては、実親の同意を得ることができない場合や、実親による監護が著しく困難又は不適當であること等の事情により特別養子縁組の申立て対象となる子どもが少なかったことによるものです。なお、令和2年度は8件の特別養子縁組が成立するなど、年度により増減があります。

<sup>38</sup> 家庭裁判所において、実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(家事事件手続法第164条)。

(図表7-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
特別養子縁組成立件数	0件	6件	3件	(10件) 未達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

## 2 地域の現状

- ・ 本県では、実親による監護が著しく困難又は不相当である乳幼児等について特別養子縁組を推進するとともに、養子縁組に特化したフォスタリング<sup>39</sup>機関の創設に向けた準備を行うことを目的に、乳児院と「養子縁組里親包括支援事業の実施に関する協定」を締結しました(令和5年9月)。
- ・ 当該協定に基づき、日本財団の協力のもと、乳児院は民間あっせん機関から業務コンサルティングを受けることで、法定研修の内容充実や家庭調査の手法、真実告知を含めた委託後支援など特別養子縁組に関する業務の円滑な実施に向けた体制づくりを進めています。
- ・ また、令和6年度には、隣県の児童相談所と連携し、特別養子縁組の検討対象となるこどもの本県へのケース移管に取り組むための協議を開始しました。具体的には、隣県からの協力要請に基づき、本県において養親候補となる里親の検討を行ったうえで推薦し、こどもとのマッチング等を行うなど、県境を越えた特別養子縁組の推進に取り組むための環境づくりを目指します。

### (1) 資源の必要量等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、これまでの実績を踏まえ、過去10年間(平成26年度から令和5年度まで)の平均成立件数である年間5件、計画期間中延べ25件を資源の必要量等とします。
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数については、県内において「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」(平成28年法律第110号)に基づく許可団体がなく偶発的であるため資源の必要量等は見込みませんが、隣県の児童相談所と連携したケース移管による成立件数を年間1~5件、計画期間中延べ15件を資源の必要量等とします。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、児童相談所による取組体制を資源の必要量等とします。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子

<sup>39</sup> 里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親研修、こどもと里親家庭等のマッチング、里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後の支援に至るまでの一連の過程において、こどもにとって質の高い里親等養育がなされるために行われるさまざまな支援(児童福祉法第11条第4項)。

縁組等の相談支援体制の整備については、乳児院による体制の整備を資源の必要量等とします。

- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数については、児童福祉司のほか里親支援に関わる全ての職員を資源の必要量等とします。

## (2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、令和5年度は6件ですが、4年度は実績がないなど、年度により増減があります。
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数について、令和5年度は2件となっています。また、隣県の児童相談所と連携したケース移管による特別養子縁組の成立件数について、令和5年度の実績はありません。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、全ての申立てケースを児童相談所長が担っており、申立件数について、令和5年度は4件となっています。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備について、特別養子縁組里親のリクルートや研修等を担当する児童福祉司を配置している中央児童相談所が担っています。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数について、令和5年度は延べ75人となっています。

## (3) 整備すべき見込量等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、年度により増減があるため、資源の必要量等を整備すべき見込量等とします。また、民間あっせん機関を通じた成立件数及び隣県の児童相談所と連携したケース移管による成立件数についても同様とします。
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、現在の整備・取組状況等を整備すべき見込量等とします。
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備については、乳児院による体制整備を整備すべき見込量等とします。
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数については、資源の必要量等を整備すべき見込量等とします。

## 3 整備・取組方針等

- ・ 特別養子縁組については、成立件数の目標を達成するために恣意的にケースマネジメントを行うの

ではなく、代替養育開始の時点から、こどもの最善の利益を第一に、こどもの意向や状況等を踏まえ、こどもが心身ともに安全かつ健全に養育されるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合に特別養子縁組を検討するなど、児童相談所が作成するパーマネンスプランに基づくケースマネジメントを徹底します。

- あわせて、里親リクルートから審判成立後の養育支援までの特別養子縁組里親業務を包括的に実施するとともに、特に、実親対応や真実告知については、その後のこどもの成育に大きな影響を与えるため、養親に対して機動的な伴走支援が実施できる民間団体として、乳児院において養子縁組に特化したフォスターリング機関の創設を目指します。

#### 4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組状況等【基準値】		資源の必要量等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R11	R7	R8	R9	R10
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件数(件)	6	3	延25	延25				
					5	5	5	5	5
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(隣県の児童相談所からのケース移管を含める)	件数(件)	2	2	延15	延15				
					1	2	3	4	5
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備、申立件数		整備済	整備済	整備済	体制の維持 (評価のための指標) 全対象ケースを申立(率100%)				
里親支援センターやフォスターリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備、相談支援件数		未整備 (中央児童相談所)	未整備 (中央児童相談所)	乳児院による体制整備	乳児院において養子縁組に特化したフォスターリング機関の創設 (評価のための指標) 対前年度比維持又は増				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	職員数(延人)	75	75	75	児童福祉司のほか里親支援に関わる全ての職員				
					—	—	—	—	—
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無(本県許可機関なし)	実施有無	—	—	—	必要に応じた支援、連携の実施				

※各項目、年度末時点